

請求書への押印省略に関するQ & A

01 どうして請求書への押印を省略可能とすることにしたのですか？

デジタル化の進展や支払処理の迅速化の観点から、事業者等から提出される請求書について、押印省略を可能とすることにしたものです。

02 事業者等の場合、代表者印と社印のどちらも省略できますか？

どちらも省略可能です。

03 請求書への押印省略はいつからできますか？

令和8年6月1日以降の日付(請求日)で提出されるものから押印省略を可能とします。

04 すべての請求書について押印を省略することができますか？

国・県・市で定める様式において押印欄を設けているものについては、省略できません。

05 これまでどおり、請求書に押印したものを提出してもよいですか？

提出しても構いません。押印された請求書の取り扱いに変更はありませんので、これまでどおり、原本を提出してください。

06 請求書の内容について、市担当部署から問い合わせが来ることはありますか？

請求内容の確認のため、市担当部署から電話連絡等により問い合わせをさせていただく場合があります。また、押印が省略された請求書の発行元を確認するため、担当者の在籍確認や身分証等の提示を求める場合があります。

07 押印を省略した請求書に誤りがあった場合はどうすればよいですか？

訂正印による修正ができないため、再発行をお願いします。

08 押印を省略した請求書の提出は電子メールでもよいですか？

電子メールでの提出も可能です。提出にあたっては、改ざん防止の観点から、請求書をPDF形式のファイルとして作成し、市担当部署宛てに送信してください。

09 請求書の提出はFAXでもよいですか？

FAXでの提出は不可とします。

10 委任状への押印も省略できますか？

委任状は本人による作成であることの確認が必要であり、押印を省略すると、なりすまし等による不正提出のリスクを十分に排除できないことから、これまでどおり押印必須の取扱いとします。ただし、国や県が定める様式で押印の省略を認めているものについては、この限りではありません。

11 領収証への押印も省略できますか？

領収証への押印については、押印に代わる発行元の真正性の担保が難しいことから、これまでどおり押印の省略はできません。